

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 64 号 令和 5 年度八戸市一般会計補正予算

○ 歳入 第 1 条中の歳入予算の補正

議案第 65 号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和 4 年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第 66 号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)

議案第 66 号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日

1 改正の理由

令和 5 年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 肉用牛の売却による農業所得について市民税所得割を免除する課税特例の適用期限を 3 年延長するもの。(附則第 6 条関係)

適用期限	現 行	改 正 後
	昭和 57 年度から令和 6 年度まで	昭和 57 年度から令和 9 年度まで

- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（※）について税率を軽減する課税特例の適用期限を 3 年延長するもの。(附則第 15 条の 2 関係)

適用期限	現 行	改 正 後
	昭和 63 年度から令和 5 年度まで	昭和 63 年度から令和 8 年度まで

※譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得

《固定資産税》

- (3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税額を減額する措置について、条例で定める割合を次のとおり定めるとともに、本特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するもの。(附則第 8 条の 2、第 8 条の 3 関係)

対象資産	条例で定める割合
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	1/3

【特例の概要】

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を条例で定める割合で減額する。(上限は 1 戸あたり 100 m²相当分)

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後 20 年以上が経過している 10 戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に 1 回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

《軽自動車税》

- (4) 種別割のグリーン化特例（軽課）（※）について、適用期限を 3 年（25％軽減の対象については 2 年）延長するもの。（附則第 14 条関係）

	現 行	改 正 後
適用期限	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 3 月 31 日まで (25％軽減は令和 7 年 3 月 31 日まで)

※排出ガス低減性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を取得した翌年度分の種別割の税率を軽減する制度。

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

令和5年5月18日

八戸市議会議長 小屋敷 孝 様

総務常任委員長 岡 田 英

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の件について閉会中もなお継続調査するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

○ 総務常任委員会（調査事項）

件 名	期 間	理 由
1 危機管理及び防災等に関すること。 2 総合政策、市民協働及び広報・広聴等に関すること 3 行政組織、行政改革、情報管理及び財産管理等に関すること 4 財政計画、税の賦課及び徴収等に関すること 5 学校教育及び社会教育等に関すること 6 消防・救急に関すること 7 その他総務常任委員会の所管に属する事項に関すること	委 員 任 期 中	調 査 の た め